

代償交付金の入力方法

代償交付金の入力方法（1/5）

● 代償分割とは？

■ 概要

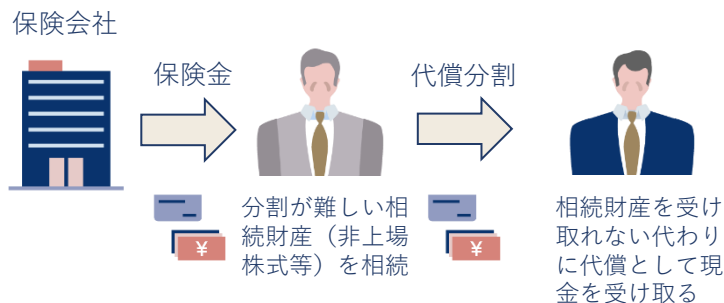
相続財産には、現金や有価証券（上場株式）などの相続開始時に相続人で分けやすい財産と、事業用地などの不動産や中小企業の自社株式など相続人の間で分けにくい財産があります。事業用地や自社株は、後継者となる相続人に相続させる場合が大半となり、他の相続人との間に相続財産の偏りが発生します。ただ被相続人としては相続で相続人が争うことなく財産を分けられるよう準備をしておきたいかと思われます。

そのような相続財産が事業法人の株式など分割することが難しい財産の場合、代償分割という方法で遺産分割を行うケースがあります。代償分割とは相続人が法定相続分よりも多く遺産を相続し、残りの相続人に差額分を現金などで代償するという方法です。

■ 代償交付金の一般的な準備方法

代償分割を行う場合には代償を支払う相続人にある程度の資金が無いと難しくなります。例えば保険金の受取人を代償を支払う相続人にしておくことで、受け取った保険金から代償分を支払うことが可能になります。

代償分割のイメージ



代償分割を行うことにより、相続人の遺産相続金額が同額となり、**争続を回避**することができ

代償交付金の入力方法 (2/5)

ケース概要

当該ケースを基にWMWにおける代償交付金の入力方法を次頁以降に記載します。

1. 職業・家族

被相続人

千葉から広島に嫁いだ未亡人 92歳(死去)

相続人

- ① 長男 昨年役員退職 70歳 子供1人
広島に自分の資金で30年前に家屋建築。
- ② 長女 未亡人 69歳 子供2人
- ③ 次男 退職済み 67歳 子供2人

2. 公正証書遺言の内容

被相続人の遺志

- ① 広島底地は長男に分割
- ② 千葉土地建物は長女に分割
- ③ 金融資産は3等分したい

3. 財産分割

長男、次男の間で代償分割資金15,000千円を支払うと、3兄弟の公正証書遺言の間の分割財産の差異はほぼ解消。生命保険金を代償分割の一部資金とする。

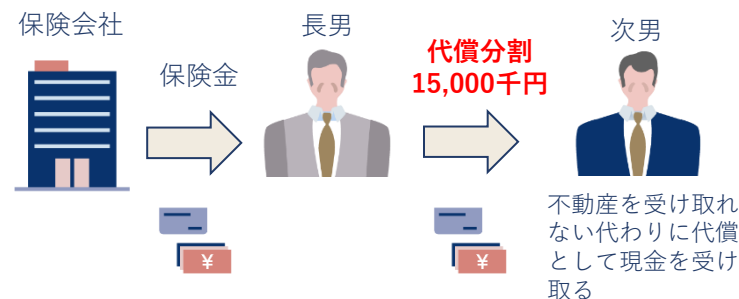
4. 相続財産分割案

(単位：千円)

資 産	長 男	長 女	次 男
普通預金	4,357	4,357	4,357
定期預金	6,550	6,550	6,550
MRF	1,414	1,414	1,414
有価証券	6,314	6,314	6,314
広島土地	35,000		
千葉居住用土地		15,000	
千葉家屋		4,608	
非上場株式			5,160
家財	3,000	3,000	3,000
生命保険	10,200	9,900	9,900
合 計	66,835	51,143	36,695
代償債権・債務	△15,000		15,000
合 計	51,835	51,143	51,695

代償分割を行うことにより、相続人の遺産相続金額がほぼ同額となる。

代償分割のイメージ



代償交付金の入力方法（3/5）

● WMWにおける代償交付金の入力方法は？

その他資産 入力・編集

名称	保有者	種別	評価額(円)
家財	本人	その他資産	9,000,000

Step1 保有資産画面のその他資産の入力・編集ボタンを押下げる

本人

その他資産 追加 変更 削除

選択	名称	種別	相続税評価額(円)	資産上昇率(%)	資産区分	相続人
☐	家財	その他資産	9,000,000	0.0	法定相続	法定相続人

Step2 その他資産画面の追加ボタンを押下げる

その他資産

保有しているその他資産を入力してください。

名称	必須	代償交付金
種別	必須	代償財産(支払側)
相続税評価額	必須	-15,000,000 円
資産上昇率(年率)	必須	0 %
相続人	必須	ご長男
資産区分		相続

選択

前頁のケースの通り、ご長男が1,500万円の代償金を交付する

Step3 代償交付金を支払う相続人の入力を行う

- ・ 種別：代償財産（支払側）
- ・ 相続税評価額：代償金額（マイナスで入力）
- ・ 相続人：代償交付金を支払う相続人

その他資産

保有しているその他資産を入力してください。

名称	必須	代償交付金
種別	必須	代償財産(受取側)
相続税評価額	必須	15,000,000 円
資産上昇率(年率)	必須	0 %
相続人	必須	ご次男
資産区分		相続

選択

前頁のケースの通り、ご次男が1,500万円の代償金を受取る

Step4 代償交付金を受取る相続人の入力を行う

- ・ 種別：代償財産（受取側）
- ・ 相続税評価額：代償金額（プラスで入力）
- ・ 相続人：代償交付金を受取る相続人

代償交付金の入力方法（4/5）

● 代償交付金の入力後における相続人ごとの相続財産について

前頁の通り、代償交付金を入力すると相続人の保有財産に下記の様に代償交付金が反映されます。その結果として相続人の相続財産に差異が解消されたことがわかります。

一次相続における保有財産明細								
資産名等	備考	評価額	相続人					
			ご長男様	ご長女様	ご次男様			
(現預金)								
普通預金	国内短期	13,071,000	4,357,000	4,357,000	4,357,000			
定期預金	国内短期	19,650,000	6,550,000	6,550,000	6,550,000			
M M F / M R F	国内短期	4,242,000	1,414,000	1,414,000	1,414,000			
小計		36,963,000	12,321,000	12,321,000	12,321,000			
(有価証券)								
	その他金融資産	18,942,000	6,314,000	6,314,000	6,314,000			
小計		18,942,000	6,314,000	6,314,000	6,314,000			
(生命保険)								
		30,000,000	10,200,000	9,900,000	9,900,000			
小計		30,000,000	10,200,000	9,900,000	9,900,000			
(土地)								
広域土地	1000.00㎡	35,000,000	35,000,000					
千葉土地	100.00㎡	15,000,000		15,000,000				
小計		50,000,000	35,000,000	15,000,000	0			
(建物)								
千葉建物	100.00㎡	4,608,000		4,608,000				
小計		4,608,000	0	4,608,000	0			
(自株)								
非上場株式		5,160,000			5,160,000			
小計		5,160,000	0	0	5,160,000			
(その他資産)								
家財	その他動産	9,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000			
代償分割	代償財産(支払側)	-15,000,000	-15,000,000					
代償分割	代償財産(受取側)	15,000,000			15,000,000			
小計		9,000,000	-12,000,000	3,000,000	18,000,000			
財産合計		154,673,000	51,835,000	51,143,000	51,695,000			
負債合計		0	0	0	0			
生命保険非課税額		15,000,000	5,100,000	4,950,000	4,950,000			
死亡退職金非課税額		0						
非課税額合計		15,000,000	5,100,000	4,950,000	4,950,000			
課税価格		139,673,000	46,735,000	46,193,000	46,745,000			

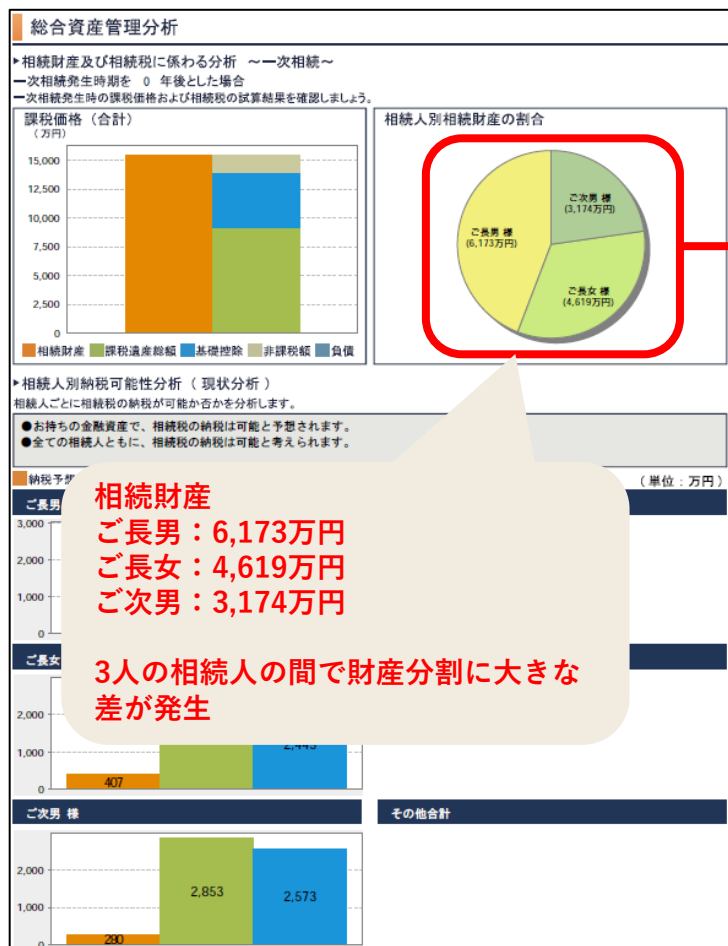
ケースの通り、ご長男からご次男へ1,500万円の代償金を交付する

代償交付金の入力方法 (5/5)

● 代償分割後と現状の比較について

WMWを使用することにより、相続人別相続財産の割合について代償分割を行った結果と現状の比較が下記となります。現状と代償分割後の簡易帳票の抜粋となります。

<現状>



<代償分割後>

